

議案第 16 号

市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市南行徳市民談話室の設置及び管理に関する条例

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 談話室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市南行徳市民談話室

位置 市川市南行徳 1 丁目 2 1 番 1 号

第 12 条中「千葉県市川警察署長又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年4月1日前に市川市八幡市民談話室の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第13条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

## 理 由

集会室及び展示室を備えた八幡市民会館を開設することを考慮し、八幡市民談話室を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。